■第 | 2 4 号議案 箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例制定の件

市民派クラブの中西智子です。

第 | 2 4 号議案 箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例制定の件について、賛成の立場で簡潔に討論します。

この条例案は、本市のノーマライゼーションの理念に基づき、さまざまな障害特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境に整えることにより、情報の取得、利用、意思疎通を図ることができる地域社会の実現を目的とした理念条例です。

先ほどの討論でも述べましたが、この I 2 4 号議案の前身となる I 本化された 条例案について、2017 年 9 月にパブリックコメントが実施され、さまざまな指摘 が寄せられました。また同年の 9 月議会においても、付託案件外の案件として取 り上げられ、議論されました。

当時、私が指摘した一つには、意思疎通手段に関する記述において、元々障害者市民施策推進協議会(以後、障推協といいます)に提示したときの条例案には「多様な意思疎通のための手段」と記されていたものが、パブリックコメント用の素案では「多様な」の部分が外れて「意思疎通のための手段」となっていたことについて、その理由を尋ねたところ、市の答弁は「文言の適切な表現、分かりやすい表現というかたちで、ことばは悪いが余分な修飾語を省いて「意思疎通手段」でも通じるということで、カットさせていただいた、というものでした。「多様な」の部分が、まさに重要であるのに、この当時の市の意識は、私にはまったく信じられないものでした。しかし今回の条例案には、「多様な意思疎通のための手段」と記されていますので、当時の議論が生かされたということで、この件については納得しています。

第6条(事業者等の役割)において、本来なら来年度から義務化される「合理的配慮の提供」が努力義務になっていること、第7条の「意見の聴取」についての見直し等の協議の場が明記されていない問題は、さきほどの 123 号議案の討論で述べた通りです。なお、20 | 7年の障推協では、専門部会に出席する委員

は、あらゆる障害特性を認知しているわけではないので、部会での議論に委ねられるのは荷が重い。もっと多くの多様な障害者が参加する場での協議の場を望む、というような意見が寄せられていました。

また第8条(財政上の措置)についてですが、例えば、中途聴覚障害者や難聴者に対して要約筆記を提供する場合、要約筆記者の派遣は3時間以内で1万5千円に機材の運搬費等が加わります。手元のディスプレイに投影するノートテイクでも、2時間以内で5千円が必要となります。これも小規模の事業者や市民活動を担う市民らにとってはハードルが高いため、入口のところで躊躇せざるをえなくなるのではないか、と危惧します。近い将来、デジタル機器の活用なども期待できるかもしれませんので、市条例の趣旨に照らして市ができる支援を検討するべきであると考えます。なお箕面市に登録している要約筆記者は現在12人なので、人材確保、育成も課題であると考えています。

第13条(意思疎通支援)では、医療機関を受診するときの意思疎通手段による支援が記されていますが、重度障害者の家族会等は、長年にわたり、入院時のコミュニケーション支援を要望されています。これが条例案に規定されていないのは、極めて遺憾です。改めて、提案、要望させていただきます。

さて、行政から送られてくる文書は、改善されてきたとはいえ、まだまだ難解な部分が散見されます。分かりやすい情報提供の在りかたなど、今後期待したいと思います。

また例えば明石市では、視覚・聴覚に障害のある人たちと非難訓練を実施しており、災害時の行動を確認し、避難所でのコミュニケーションについて参加者も職員もともに考えるという訓練を実施したそうです。例えば視覚障害者との訓練では、支援者が誘導や状況を説明しながら避難する、また聴覚障害者に対しては、避難所の職員と筆談ボードを使ったコミュニケーションを図る、避難所に手話通訳者の派遣を要請し、実際の災害時を想定した訓練をおこない、振り返りの場で意見交換をおこなうという取りくみだそうです。

箕面市においても、この条例制定を機に、先進市において様々な取組み例を参考にしながら、市民や NPO、事業者との連携や協働が必要であると考えます。条例の理念に照らして、私たち議会も協働していくことを呼びかけまして、賛成討論といたします。